

管 理 規 程

社会福祉法人 白生会
ケアハウス あじさい

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 白生会（以下「当法人」という。）が設置経営する、ケアハウス あじさい（以下「施設」という。）の管理規程について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、入居者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第 2 条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とする。

(入居者の定員)

第 3 条 施設の入居者定員は30名とする。

(利用者の資格)

第 4 条 施設に入居できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 年齢は60歳以上であること。ただし、夫婦の場合はいずれか一方が60歳以上であれば差し支えない。
- (2) 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居できない者及び自炊等に困難で不安のある者。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適應できる者。
- (4) 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。

(5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。

(6) 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(利用料等)

第 5 条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長がさだめる者とする。(別紙

1)

(1) 利用料金の支払いは 20 日までの支払いとする。(20 日が土・日・祝日の場合は翌日までとする)

第 2 章 職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第 6 条

職 名	ケアハウス		委 託
	常 勤	非常勤	
(1) 施 設 長	1		
(2) 生 活 相 談 員	1		
(3) 介 護 員	1		
(4) 事 務 員	1		
(5) 栄 養 士		1 (嘱託)	
(6) 調 理 員			3 (2)
(7) 日 直 業 務 員		1	
(8) 宿 直 業 務 員			2 (1)
計	4	2	6

(業 務)

第 7 条 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を総括するものとする。

- 2 事務員は、施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 3 生活相談員は、入居者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
- 4 介護員は、入居者の日常処遇の実施や環境衛生管理に従事する。
- 5 栄養士は、入居者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導及び調理員と連携し給食調理等の業務を行う。
- 6 調理員は、栄養士と連携し入居者の給食調理業務を行う。

第3章 入居及び退居

(入居の申し込み)

第8条 施設への入居希望は、入居申込書（様式1）を提出しなければならない。

- 2 施設は入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

第9条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。

- 2 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断（様式2）の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条 入居を承認された者は、次の書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書（様式3）
- (2) 身元保証書（様式4）

(3) その他、施設長が特に必要と認めた書類

(入居者台帳の整備)

第11条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況
家庭状況等を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退居)

第12条 入居者は退居しようとするときは、退居届(様式5)を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、入居者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、入居を取り消すことができる。

(1) 不正又はいつわりの手段によって入居の承認を受けたとき。

(2) 正当の理由なく利用料を滞納したとき。

(3) 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。

(4) 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。

(5) 前各項のほか、施設での生活が不相当と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は入居者が次の各号の一に該当するときは、居室の変更をすることができる。

- (1) 2人居室の利用者が、いずれか一方の死亡等により1人となったとき。
- (2) 利用者の身体機能の低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第16条 入居者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、入居者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談、助言)

第17条 入居者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在宅福祉サービス等の実施者と十分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食 事)

第18条 入居者に対して毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。ただし、予め食事をしない旨の連絡があった場合には提供しなくてもよいこととする。

- 2 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意するものとする。

(入 浴)

第19条 一階浴室の入浴は隔日以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

- 2 原則として、個別の入浴介助は行わないこととする。

(生活援助)

第20条 入居者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

- 2 入居者が入居後において心身の故障等で家事等が独立でできず、又病気等で介護者が必要になった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第21条 入居者の定期健康診断は、年1回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 2 入居者の健康診断にあたっては、特に高齢者特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 3 入居者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第4章 入居者の規律

(入居者の心得)

第22条 施設長は、入居者が守るべき「あじさいでの約束事」を入居者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

第23条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、入居者が「あじさいでの約束事」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

(外出及び外泊)

第24条 入居者は、外出又は外泊しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第25条 入居者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。

2 来訪者が自室等に宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(健康保持)

第26条 入居者は、常時自ら健康保持に努めることとし、施設で行う健康診断は正当な理由がない限り拒否してはならないものとする。

(環境整備)

第27条 入居者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等の環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第28条 入居者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第29条 入居者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第30条 入居者は、施設長に承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第31条 入居者は次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- (1) 敷地内に工作をしようとするとき。
- (2) 敷地内に自動車等を保有しようとするとき。

(居室への立ち入り)

第32条 職員は、居室への保全、衛生、防犯、その他の管理上の必要が認められる場合は承諾のもと居室内にいつでも立ち入り、必要な措置を出来るものとする。ただし、健康、災害上の緊急の場合は承諾を得ないで立ち入ることができる。

(施設内の禁止行為)

第33条 入居者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。施設側で注意をしても改善がない場合、第14条を適用するものとする。

- (1) 喧嘩、口論、泥酔、薬物乱用等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、事故の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 火事など災害につながる行為。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- (5) 故意、または無断で、施設もしくは備品に損害を与え、またこれらを施設外に持ち出すこと。

(動物飼育の禁止)

第34条 入居者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(損害賠償)

第35条 入居者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品等に損害を与えたときは、その損害を弁償し、または原状に回復しなければならない。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 施設長は、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等万全の対策を講ずるとともに、入居者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

(火気取締)

第35条 施設長は、職員の中より消防法に定める防火管理者を選任し、別に防災計画を定めるものとする。

第6章 夜間の管理体制

第36条 施設長は、入居者の安全と緊急時に対処するため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

第7章 虐待防止に関する事項

第37条 当施設は、入居者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 入居者およびその家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置。

2 当施設は、サービス提供中に、当該施設従業者または擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合が、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 その虐待防止のための必要な措置の具体例。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定および措置。
- (2) 成年後見制度の利用支援。
- (3) 介護相談員の受け入れ。

第8章 身体拘束廃止への取り組み

第38条 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催及び研修の実施。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

2 入居者に対し、身体拘束をしてはならない。ただし、やむを得ず身体拘束を行う場合は、本人またはご家族の同意の上、身体拘束廃止委員会の承認をもって行う。

第9章 事故発生時の防止及び発生時の対応

第41条 当施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

事故発生の防止のための委員会の開催及び研修の実施。

- (1) 事故発生の防止のための指針の整備。

2 当施設は入居者に対する事故が発生した場合は、速やかに家族等に連絡を行うとともに必

要な措置を講ずるものとする。

3 当施設は発生した事故の状況及び事故に際して実施した処置について記録するものとする。

第10章 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策

第44条 当施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施。
- (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針の整備。
- (3) 感染症及び食中毒の発生が疑われる際にマニュアルに沿って対処する。

第11章 職場におけるハラスメントの防止のための対策

第45条 当施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において全てのハラスメントを許さない環境に努める。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれることに留意しなければならない。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってほ
ならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する
- (2) ハラスメント等に関する相談、苦情は窓口担当者（苦情受付担当者）とする。
以降苦情解決組織図により対策を行う。
- (3) ハラスメントにより著しく職場環境を乱した職員には、就業規則に沿った処分
をする場合もある。

第12章 業務改善計画の策定等

第46条 感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務改善計画に従い、次の措置を講ずるものとする。

(1) 当施設は、職員に対し、業務改善計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の実施。

(2) 当施設は、定期的に業務改善計画の見直しを行い、必要に応じて業務改善計画の変更を行う。

第13章 雑 則

(地域社会との連携)

第47条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(改 正)

第48条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人 白生会 理事長の決裁を経るものとする。

附 則

この規程は 平成15年 4月 1日より施行する。

平成25年 1月 1日より一部訂正。

平成27年 1月 1日より一部訂正。

平成29年 1月 1日より一部訂正。

平成30年11月 1日より一部訂正。

平成31年 4月 1日より一部訂正。

令和 6年 4月 1日より一部変更。